

令和6年群馬東部水道企業団議会
8月全員協議会会議録

群馬東部水道企業団

令和6年群馬東部水道企業団議会8月全員協議会会議録

令和6年8月27日（火曜日）

1 出席議員 11名

1番	高田	靖	2番	大川	陽一
			4番	権田	昌弘
5番	川村	幸人	6番	杉山	英行
7番	須藤	日米代	8番	小林	武雄
9番	坂上	祐次	10番	森	雅哉
11番	渡邊	明	12番	黒田	重利

2 欠席議員 1名

3番 山田 隆史

3 説明のために出席した者 8名

局長	田村	敏哉	次長	高橋	之雄
次長	百瀬	光宏	総務課長	奥川	靖
企画課長	小杉	浩子	工務課長	山本	雅己
庁舎建設室長	島田	賢司	館林支所長	松本	徳雄

4 その他出席した者 3名

書記	野口	幸久	書記	川崎	千穂
書記	石瀬	由佳			

令和6年群馬東部水道企業団議会8月全員協議会次第

日時 令和6年8月27日(火) 午前10時00分

場所 議会第2会議室(太田市役所 低層棟4階)

1 開 会

2 挨拶

3 協議事項

① 一般質問の受付について **【資料 No.1】**

4 報告事項

① 例月出納検査の結果について(4月～6月分) **【資料 No.2】**

② 令和5年度における情報公開条例及び個人情報の保護に関する
法律の運用状況の報告について **【資料 No.3】**

③ 令和5年度工事請負契約締結の報告について **【資料 No.4】**

④ 株式会社群馬東部水道サービス 第8期経営状況の報告について
【資料 No.5】

⑤ 1,000万円以上工事請負契約締結(4～7月分)の
報告について **【資料 No.6】**

5 その他

6 閉 会

【 全員協議会 会議録 】

局長（田村敏哉） おはようございます。皆さま、公務ご多忙の中、群馬東部水道企業団議会全員協議会へご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、群馬東部水道企業団局長の田村でございます。よろしくお願いいたします。

なお、山田議員から欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。

開会に先立ちまして、高田議長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長（高田靖） おはようございます。本日は、各構成団体の定例会前のご多忙の中、当企業団議会にご出席いただき、お礼を申し上げます。

この夏は当初、水不足が心配されましたが、その後の降雨により水不足もなく安心しているところでございます。企業団においては、引き続き安全で安心な水道水の供給に努めていただくとともに、皆様におかれましては、健康にご留意いただき、円滑な議会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

局長（田村敏哉） ありがとうございます。本日は、あらかじめ配付させていただきました次第に基づきまして、進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより高田議長に座長を務めていただき、進行をお願いいたします。

座長（高田靖） ご指名でございますので、座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。お手元の全員協議会次第をご覧ください。

次第の3、協議事項の①一般質問の受付についてを議題といたします。事務局から説明願います。

（奥川課長挙手）

座長（高田靖） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、1ページの資料ナンバー1をご覧ください。よろしくお願いいたします。

一般質問の受付につきまして、ご説明いたします。

概要の1の実施時期となりますが、一般質問は2月と10月の定例会で実施しております。

2の受付期間ですが、通告制といたしまして、期間は招集告示日の1週間前の午前8時30分から、招集告示日の前日の正午までとなります。

3の通告方法となりますが、通告書により行い、太田本所、館林支所、みどり支所のいずれかに通告書をご持参いただくか、資料に記載いたしましたファックス番号またはメールアドレスに通告書をご送付くださるようお願いいたします。

通告書の様式につきましては、定例会の開催予定通知にその都度、同封させていただきます。なお、ファックスやメールで通告いただく際は、受付の不備を防止する観点から、恐れ入りますが電話で通告書送信の旨をご連絡いただけるとありがたいと考えております。

また、受付開始と同時に通告する場合は、太田本所にご持参くださるようお願いいたします。電話による受付は、恐れ入りますが不可とさせていただきます。

4の質問の順番となりますが、通告の受付順とし、受付開始時点で複数の通告者がいる場合は、その場でくじ引きを行い、順序を決定いたします。

質問方法につきましては、一問一答方式といたします。質問時間となりますが、昨年度までは答弁を含め15分以内でしたが、一部の議員から長くしてほしいとの要望をいただきましたので、答弁を含め20分以内とさせていただきます。質問回数は、制限を設けておりません。

次に、質問場所となりますが、自席で行っていただきます。答弁者につきましては、企業長または局長とさせていただきます。

次に、通告書でございますが、次頁以降に過去にご質問いただいた事項を記載した記入例と通告書の様式を添付いたしました。

資料1ページに戻りまして最後の備考欄となりますが、今年度の通告書の受付期間を掲載いたしましたので、ご参考くださるようお願い申し上げます。

座長（高田靖） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（大川議員挙手）

座長（高田靖） 大川議員。

議員（大川陽一） ただいま奥川総務課長より説明がありました。

この議会は、2015年に企業団として、私が議長の際に発足したわけですが、その後、私も質問をさせていただきました。水の安全安心ということで、PFOS・PFOA^{ビーフォス ビーフォア}の質問をさせていただきました。当時、やはり15分にまとめるということで、30分、40分でも話すことはできましたが、簡潔にまとめて質問をさせていただきました。企業長の答弁では、非常に良い質問であるという話も聞かれました。今申し上げたように、

特に今回はどなたが質問するか分かりませんが、ベテランの議員さんが質問するという事なので、当然、15分でまとめたすばらしい質問をされると思っておりました。ところが今、20分という話を聞きましたが、やはり議会というのは慣例が重視されています。おそらくほかの議会も、私どもの太田市議会も、慣例を重視して運用をしているわけございまして、ぜひ、私も15分で一般質問をしましたので、15分で収めていただくようお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(渡邊議員挙手)

座長（高田靖） 渡邊議員。

議員（渡邊明） ただいま奥川総務課長より説明がありました。

私は、異議はないと考えております。私のほうから一般質問を考えて、時間を精査いたしましたところ、15分では不十分ではないかということがありました。先ほど、大川議員が申し上げたこともその通りであると思いますが、議会は、基本的には言論の自由であるということで、本来であれば時間の制限がないのが、一番望ましいわけございまして。ですがやはり、1つの日程の中でルールとして時間を制限して行うことも、1つの方法であると十分理解しております。15分で今まで行ってきたから、これからも15分で行うのもどうなのかということもあります。過去の実績で、何人か一般質問があったということも説明を受けております。私もある程度の質問内容を整理して、リハーサルをしてみましたら、どうみても15分では3つくらいの内容で、1回一問一答なので、その都度の3回か4回しかできません。答弁のほうも時間を気にしながら答弁をしなければいけません。ほかの議員の前例として、15分以内とは言いましても、追加も多少は臨機応変で認めたこともあったようです。そういうことであつたなら、それを意識的に伸ばすことも良いのではないか。それから、今までの前例を生かしてもらうのであれば、15分でいいと思いますが、あくまでも先ほど言ったように、15分以内というのは、やはり分かりやすく質問し、分かりやすく答弁をしていただくということになると、一定の時間が必要になるかなと思います。こんな私も、議員になって20数年、議長以外は毎回年4回質問をした記憶がありますので、十分、一般質問の方法やルール、時間の割り振りは約100回近い数をしておりますから、理解をしているつもりでございまして。そういうことを前提にして、今回の初めての企業団議会の質問でございまして、事務局とも相談しながらできれば、時間を延ばしてもらいたいという要望をした経緯でございまして。私は分かりやすい質問や分かりやすい説明、答弁を得るためには、15分が必ずしも適当ではないなと思います。大泉町議会では50分、隣の邑楽町議会では1時間を本会議での一般質問の時間としてとっているようです。事業の量が違いますから、市町では時間が必要かと思いますが、水道事業という1つの決められた事業の質

問でございます。やはり15分では不十分であると考えます。ぜひとも20分を、できれば私は30分欲しいということでもございましたけれども、皆さんのお考えもあろうかと思えますから、20分で理解をしていただければと思います。ぜひとも、20分で提案どおり可決いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(大川議員挙手)

座長（高田靖） 大川議員。

議員（大川陽一） 今、渡邊議員から提案についてのお話がありました。一般質問の話もありました。太田市議会も50分で、3問質問するとだいたい15分以内で収まります。おそらく、そのうちの1問が水道で、ほかの事業の質問も併せて50分以内に収めております。特に渡邊議員のようなベテランの議員さんは、時間については、もう何百回も質問をされていて、おそらく十分把握していると思いますので、落としどころをしっかりと押さえているなど、いつも私は思っております。そして、水道議会はずっと15分でしたので、やはり今回も15分で収めていただくような工夫を、ぜひお願いしたいなと思います。これを20分、30分にすることも可能かもしれませんが、やはり15分のほうが、今までの経緯もあるため、ぜひそのあたりをお含みいただければと思います。私だけ話してもしょうがないので、ほかの人の意見も頂戴できればと思います。

(黒田議員挙手)

座長（高田靖） 黒田議員。

議員（黒田重利） 今、時間が問題になっておりますが、執行部にお聞きいたします。まず、15分と決めた理由をお願いいたします。

(田村局長挙手)

座長（高田靖） 田村局長。

局長（田村敏哉） 平成28年の8月の全員協議会の中で、質問の時間については、議員さんに協議をいただいて決めていただいているところでございます。なぜ15分かというところにつきましては、事務局では把握しておりませんが、平成28年からは15分で行っております。

また、令和2年11月の全員協議会の中で、通告書の受付方法を変更させていただいております。本所に持参することが難しいという話の中で、議会にお諮りさせていただいて、ファックスやメールで受付ができるように変更したという経緯がございます。

(黒田議員挙手)

座長(高田靖) 黒田議員。

議員(黒田重利) 15分と決めたのは、平成28年の全員協議会ということですが、私はその時にいなかったのので分かりかねますが、15分になった経緯は、様々な議員さんがしっかりと質問し、しっかりした答弁ができれば15分で間に合うのではないかということでした。ただし、今回初めて渡邊議員がやりますと言ったときに、3問程度ですが、こちらから質問を始めて受け答えてもらうのに、1問が5分ということになります。それで理解できるのは、ここにいるような、ある程度分かっている人が聞く分には理解できると思います。会議の内容は、ホームページに掲載していてそれを確認できるのですが、それを確認した人が理解できるかということになると、知らない人を前提に質問をして答えてもらわないと、気が付かないことが多々あると思います。そこを鑑みると、渡邊議員は時間が少ないのではないかと話をされているのだと思います。

15分で決めたのが悪いわけではなくて、今回5分延長させていただく緩和措置で、議長が認めたら延長ができるような措置はいかがでしょうか。

(田村局長挙手)

座長(高田靖) 田村局長。

局長(田村敏哉) 当議会は、議会運営等がありません。そのため議会をどうするかというのは、全員協議会で決めていただいているので、前例に倣って、本日の提案となっております。事務局が何かできる案件ではないと考えておりますので、議員の話し合いで決めていただくのが良いと考え、全員協議会でお諮りをしているということでございます。

(黒田議員挙手)

座長(高田靖) 黒田議員。

議員(黒田重利) 今まで15分であったものを、20分で書いてあるということは、これは20分でも問題がないということですのでよろしいのでしょうか。

(田村局長挙手)

座長（高田靖） 田村局長。

局長（田村敏哉） 要望を受けましたが、事務局がその場で決めることはできませんので、事務局とすると全員協議会でお諮りをさせていただいたということでございます。

(黒田議員挙手)

座長（高田靖） 黒田議員。

議員（黒田重利） であれば、今言ったように15分を20分とすることを、例えば、私が言ったように、議長にお願いをして5分の緩和措置をいただくことを、全員協議会の中で許可するという事になれば、20分になるということによろしいでしょうか。

座長（高田靖） 皆さんでお諮りして、皆さんのご意見が20分ということであれば、当然20分で良いと思います。私が何分と決めるのではなく、例えば15分で設定し、当日の質問中に5分延長というのはふさわしくないと考えます。最初から20分に決めるのが良いと思います。

(大川議員挙手)

座長（高田靖） 大川議員。

議員（大川陽一） 議会でそのたびに時間を変えるというのはいかがなものかと思えます。20分にするなら20分、15分なら15分。私は15分のほうが良いと思うのですが、どちらかに決めたほうがすっきりすると思っております。

(渡邊議員挙手)

座長（高田靖） 渡邊議員。

議員（渡邊明） いろいろなご意見ありがとうございます。それぞれの思いがあり、それぞれの考えはその通りだと思います。大川議員がおっしゃるように、15分にこだわるのであれば、議長のおっしゃるようによく決めるのが良いと思います。大川議員もお話ししたように、15分に収まらず30分に伸びてしまった時もあることを踏まえ

て、良い悪いは別として、私の個人の問題ではなくて、この議会として今後長い間、議論されることはあるだろうと思います。これは議会の一般質問のあり方として、基準は15分として15分の範囲で収めてもらいたいということは、基本的な考え方、決まりであります。しかし、その一般質問の中で、多少の延長はやむを得ないと思います。15分になったらマイクのスイッチを切ってしまう議会もありますが、そうではなくて、多少の延長は議長の判断で暗黙の了解とする。できる限り15分以内で努力してもらい、やむを得ない場合は多少延長するという前提で、15分とするのであれば良いと思います。しかし、今まで一度も15分が妥当であるか議論したことがないということですので、今回議題として取り上げたわけです。慣例を重視するのではなく、今後の議会のあり方として15分ではなく、20分の中で努力をするのが良いと思います。実際、15分で終わる場合もあるでしょうし、10分で終わる場合も質問する人によってはあるかと思えます。20分以内で収めるというのは、今後のために余裕を持ち、過去にこだわるのではなく、変更することで幅広く議論することができると思います。私の意見としては、20分に変更していただいて、もし15分にこだわるのであれば暗黙の了解として延長を認めていただくことで決めていただければと思います。よろしく願いいたします。

座長（高田靖） この件、いろいろと意見がまとまりそうもないですけども、もっとほかの方の意見も伺いたいと思います。では、杉山議員。

議員（杉山英行） 皆さんの意見を聞いていますと拮抗しているのですが、まず1点はこの全員協議会で20分に時間延長をしますというのを、事前に各議員に通告して、どちらが良いかという手続きを経れば、こんなに時間がかかることはなかったと思います。もう1点は、議会運営の上では、やはり決めた時間の範囲内で収めると、これが議会運営の鉄則でございますから、15分、20分という話は別としても、20分で決めるのならば20分の範囲内で収まるように、議員の質問と執行者の答弁をその範囲内で行うのが一般質問です。例えば1人1問とすれば、10分で終わる場合もあるわけです。そのことも含めて、当然20分の範囲となり、それ以上の時間延長を議長の裁量としてもできません。その意味では、20分でしかるべきだと思います。なぜかという、答弁を含めて20分はあつという間です。したがって、質問する側もこれだけはぜひとも答えが欲しいということで、事前に一般質問の中身を精査しながら、当日の一般質問に臨むべきであり、その中の答弁で執行者や事務局の態度があいまいであれば、再質問ができるところに規定されています。この際ですから、20分に決めて、みんなで取り組むべきだとそういう考えであります。

座長（高田靖） 杉山議員は15分ではなくて20分ということですか。ほかの方はどうですか。

(小林議員挙手)

座長（高田靖） 小林議員。

議員（小林武雄） ただいま15分か20分かで議論されていると思うのですが、基本的に平成28年に決めたものが慣例で生きている状態です。その時にはいなかったわけですが、一般質問というのは、議員必携に載っているのは60分以内が一般的です。では、それについて大川議員がお話ししたように、テーマが3つあればおおよそ15分から20分ということで、水道企業団としては1つの事業ですから、1つの通告になってしまうので、15分から20分がおそらく妥当ということで、スタートしたのだらうと思います。そうするとここで、15分や20分と話していて、やはり質問の内容であるとか受け答えの流れの中で、15分、20分はすぐ経ってしまうと思います。自分もいろいろな質問をしていると、1つのテーマだけでも20分経ってしまうこともあります。基本的に、一番初めに15分と決めた理由というのが、当時の議員の中でテーマが1つであるということだらうと思います。基本的に一般質問というのは60分であると、議員必携にも載っているのでご存じかと思います。一般質問は申告制です。渡邊議員から、15分、20分では少ないとありましたが、その都度時間延長をするのも議会運営上難しいと思います。私個人としては30分にしてはどうかと思います。板倉町議会でも60分の一般質問があり、そこに30分や45分と時間の申告をします。本議会でも、足りないということにならないように、少し余裕を持って自分で申告をしてもらうのはどうでしょうか。

座長（高田靖） また新しい意見が出ましたが、ほかの方はどうでしょうか。

(権田議員挙手)

座長（高田靖） 権田議員。

議員（権田昌弘） 皆さんの意見を聞きまして、非常に難しい問題かなと思います。小林議員から30分というお話がありましたが、60分にしてしまえば60分の人もいるでしょうし、本当に時間は難しいなと思います。1つ確認をしたいのですが、今まで15分でしてきた中で、時間が足りなかったとか、その他の意見や要望は出たことはあるのでしょうか。

(奥川課長挙手)

座長（高田靖） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） まず、時間については、過去に時間が足りなくなった議員さんはいませんでした。また、要望につきましては、過去に通告書の受付について本所及び支所の3箇所しかなかったため、その点についてファックスやメールで受付をして欲しいというご要望をいただいたこともございましたので、その点を変更させていただきました。

（権田議員挙手）

座長（高田靖） 権田議員。

議員（権田昌弘） 今まで特に問題がなかったということのようですが、であれば、15分で良いのかなと思います。しかし、皆さんの話を聞いていますと、最大で20分、30分と時間を取っておいて、時間内に収めるということでも良いのかなと思います。結論を出すのはなかなか難しいですけれども、時間を超えて行うのはよくないと思いますので、ここで5分延長して20分と決めていただければ、今までも問題なく運営できていたわけですから、5分延長しても問題はないと思います。最初に大川議員がおっしゃったように、今までもずっと15分でうまく答弁も含めて運営してきて、今後もちろんそうあってほしいと思います。いろいろなことを考えますと、今後時間が足りない人がいる可能性も考慮して、5分延長して20分にさせていただいて、その中で収まるような形をとったほうが良いと思います。

座長（高田靖） ほかにございますか。

（森議員挙手）

座長（高田靖） 森議員。

議員（森雅哉） 私も突然の話でなかなか決められないのですが、重要なのは中身であって、例えば、15分の場合に質問できずに終わってしまうことは避けたいです。けれども、15分を20分にして長くなると、長くしてしまうこともできるため、短くする努力というのにも必要かもしれません。短くする努力とは、例えば、事前に文章にしておいて皆さんに配布し、質問は一言二言で終わらせてしまうという工夫もあるかと思います。15分で終わらせるならば、その工夫がやはり必要ではないかと思います。ただ、今回3問ということですからけれども、例えばこれが4問、5問ということになった時には15分では足りないでしょう。本来は無制限で議論し尽くすほうが良いけれども、今ま

で15分で何度かやってきて、今回15分で足りなかったというよりは、今、渡邊議員の予想では15分では足りないということですので、もしかしたら15分で収まるかもしれない。この議会を見たことがないため分かりませんが、千代田町議会では答弁が長い時がありまして、執行部が5分、10分と時間がかかると、質問する時間がない場合があります。答弁を簡潔にさせていただいて、質問も簡潔にすれば15分でも収まるのではないかと思います。ただ、慣例で今までそうだったからではなくて、その時々に合わせてものだと思います。今のところ実際に15分で足りないのではなくて、予想ですので、実際に当日15分で足りないようであれば、工夫をしてみる余地があるとすれば、15分でも良いかと思えます。ただ、絶対とは思っておりません。

座長（高田靖） いろいろなご意見があります。ただ、統一されたものはないというところが現実でしょうか。これをどうまとめていこうかというところですが、議会の基本としては、私はどちらというわけではないですが、まとまらないのであれば現状維持が基本です。変えるのであれば、皆さん全員ではないかもしれませんが、大多数の方が同意すれば変更はありかもしれません。けれども今現状を聞きますと、なかなかまとまっている感覚がございませんので、ここは現状維持が公平かなというところがありますが、いかがでしょうか。

（渡邊議員挙手）

座長（高田靖） 渡邊議員。

議員（渡邊明） 議会とは、言論が最大限保障されるというところがございます。しかし、決まりが必要であることは十分承知しております。そういう意味では、皆さんからお話があったように、例えば30分にできると30分以内に収める。10分で終わる人は10分。どのくらい一般質問があるのか、過去は何回かあったようですが、ここ最近はないと伺っており、あっても1件か2件だそうです。議会運営に差し支えるような、多数が一般質問をするという状況はそうないわけですから、15分以内で収まった経緯としてはそういうこともあったと思います。皆さんは、企業団の依頼を受けて各議会から代表としてきているわけですから、当然ながらしっかりと住民の思いに応える議員としての役割を果たすため、一般質問を行うのが望ましいわけです。そういう意味では、そのようなことができる環境を作っておくのが、議会のあり方であると思います。狭めるのではなくて、広くしてその中の範囲で収めるというのが、やはり良いかなと思いますので、最低限20分、最大限30分を改めて要望します。申告制として、所要時間を記入して30分以内に収まれば議会運営上、計算もでき議事進行も円滑に進み、皆さんの意見をすべてまとめることができるので、私は良いのではないかと思います。

座長（高田靖） 30分ということによろしいですかね。またいろいろと意見がバラバラになってしまい、キリがないです。

（須藤議員挙手）

座長（高田靖） 須藤議員。

議員（須藤日米代） ただいま前例の一般質問の時間のことをお聞かせいただきました。議員からは時間については、質問や異議はなかったというお話を聞かせていただきました。私たちは、ほかの議会の定例会においても、議長から質問に対して、また答弁に対して簡潔明瞭にというお話をいただいております。資料に記載してある通り、質問と答弁を含めて20分は、平成28年に決められた15分よりもプラス5分しているということでございます。記載通り質問方法も出ておりますので、今回はこの決められた通り20分ということで、質問は収まるように努力をしていただく、そういうことも必要なのかなと思いますので、20分で良いと私は思います。

（大川議員挙手）

座長（高田靖） 大川議員。

議員（大川陽一） 私もこの議会は長く務めさせていただいて、町議会の議員の方からは、圧倒的に一番多かった質問は布設替についてです。布設替の質問はやはり15分程度で十分収まります。ほかの課題についてもやはり15分は長いです。そして、最後は企業長が答弁をして終わるわけですが、比較的15分で皆さん収まっておりました。私は PFAS・PFOS^{ビーファス ビーフォス}について質問をしましたが、かなりボリュームのある内容で、沖縄で大事件になり、とうとう今は西東京でも話が出てきておりますので、また質問できればと思っていたのですが、この問題も収める気になれば収められます。落としかつをしっかりと行っていけば15分で収まります。ただ時間は長ければ長いほうが良いというものも、ご意見としては分かりますけれども、15分で中身の濃い質問のほうで聞くと非常に響きます。ですから、私としては少数意見かもしれませんが、この議会では当初から15分で決めております。慣例はよくないといいますが、やはりそれなりの価値があるわけで、私は質問と答弁が長々となってしまうよりは、15分のほうがきれいに行くと考えております。渡邊議員はベテランですから、短ければ短いほどインパクトのある質問をされるのではないかと、今から期待しているところなので、ぜひ15分をお願いしたいなと思います。私の気持ちだけです。皆さんの意見に従いますのでよろしくお願いたします。

座長（高田靖） いろいろと意見が出尽くしたかと思います。少し私から今回の件の経緯を説明させていただきます。先ほど須藤議員から、この資料に20分と記載しているからとお話がありましたけれども、当初の事前説明の時には、諮るということになっていませんでした。20分ということで決められたものが来ました。これはおかしいのではないかと、どこでそれを決めたのかと、最初から20分の状態です。それまでは15分だったため、諮らなくても良いのですかということで、今回急遽諮るということにさせていただいたという経緯があります。もちろん皆さんが20分で進めるといふのであれば、それは尊重いたします。ただし、最初から20分で報告にとどめるといふところが、今回事務局の話であったため、私が指摘をしました。これは報告ではなく、諮ってくださいとお願いした経緯がありますので、須藤議員は先ほど20分と載っているからとおっしゃっていましたが、当初は15分で載せるべきものだと思います。そのうえで、20分という意見があるのですがいかがでしょうかと諮るのが本来の議会の筋であると思っております。事務局には申し訳ないが、当初、そのような経緯がありますので、皆さんに今回お諮りしたということでもあります。その結果、大川議員は15分と言いましたけれども、大抵が20分という意見が多い気がしますので、大川議員には申し訳ないですけれども、20分ということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

座長（高田靖） では、その通りに決定させていただきます。ほかにご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（高田靖） 別にご意見もないようですので、このとおりのご了承願います。

次に、次第4の報告事項に入ります。事務局から順次説明を求めます。

①の例月出納検査の結果について説明願います。

（奥川課長挙手）

座長（高田靖） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、4ページの資料ナンバー2をご覧ください。お願いします。

例月出納検査の結果、4月から6月分につきまして、ご報告いたします。本件は、本日の全員協議会までに実施された例月出納検査で、監査委員から議会と企業長宛に提出された検査結果を、ご報告するものとなります。

検査を実施した日時につきましては、資料記載のとおりとなりますが、検査結果は、

各月の末日現在の現金の出納状況が、残高証明書、諸帳簿と一致しており、正確であることが確認されております。

次頁以降につきましては、監査委員からの報告書となりますので、併せてご覧くださるようお願い申し上げます。

座長（高田靖） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（高田靖） ご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、②の令和5年度における情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の運用状況の報告について説明願います。

（奥川課長挙手）

座長（高田靖） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、8ページの資料ナンバー3をご覧くださるようお願いいたします。

令和5年度における情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の運用状況の報告につきまして、ご報告いたします。当企業団の情報公開条例第20条と、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第25条では、情報公開と個人情報に関する運用状況を、年1回公表するものとしております。

概要2の運用状況、（1）の情報公開制度に関するものとなりますが、令和5年度は請求件数11件に対し、開示が4件、任意的開示による開示が7件となっており、令和4年度と比較し、件数は3件の増加となりました。また、開示内容となりますが、工事設計書や工事単価一覧表となっております。参考までに、任意的開示とは、企業団の構成市町の区域外に住所を有する人や、区域外に事業所を有する人から請求があったものとなります。

次に、（2）の個人情報保護制度に関するものとなりますが、請求は1件で、部分開示が1件となっております。令和4年度と比較して1件の増加となります。開示内容となりますが、職員採用試験の結果の開示請求があったもので、受験生に試験合計点と順位を伝えたものとなります。

なお、この運用状況につきましては、後日、企業団のホームページにも掲載いたします。以上でございます。

座長（高田靖） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（高田靖） 別にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願います。
次に、③の令和5年度工事請負契約締結の報告について説明願います。

(奥川課長挙手)

座長（高田靖） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、9ページの資料ナンバー4をご覧くださいませよう願います。

令和5年度工事請負契約締結の報告につきまして、ご報告いたします。

内容は、令和5年度に群馬東部水道企業団が契約を締結した配管、舗装、施設などの建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び契約金額が130万円以上の随意契約の状況をご報告するものとなります。

昨年度の契約件数は、合計で126件となっており、構成団体別の内訳は、恐れ入りますが資料記載のとおりとなります。

次頁以降は、構成団体別の工事の履行名称、受注者名称、請負額、落札率などを掲載した資料となっておりますが、16ページをご覧くださいませよう願います。

表最下段の全体の合計欄となりますが、企業団の総契約件数は126件、総請負額は34億8,867万2,000円となっております。

参考までに、一昨年度の令和4年度は、総契約件数151件、総請負額は39億7,785万3,000円でしたので、比較いたしますと件数は25件の減少、総請負額は4億8,918万1,000円の減少となっております。以上でございます。

座長（高田靖） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（高田靖） ご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、④の株式会社群馬東部水道サービス第8期経営状況について説明願います。

(小杉課長挙手)

座長（高田靖） 小杉課長。

企画課長（小杉浩子） それでは、17ページ、資料ナンバー5をお開き願います。

株式会社群馬東部水道サービス第8期経営状況につきまして、地方自治法第243条の3の規定に基づき、ご報告をさせていただきます。

株式会社群馬東部水道サービスの資本金総額1億円及び本企業団の持株数1,020株、出資比率51パーセントにつきましては、変更はございません。

19ページの第8期事業報告書をご覧ください。第8期の経営状況ですが、売上高約69億7,499万円に対し、経常利益につきましては、約1,973万円、当期純利益につきましては、前年度比約632万円減の約1,437万円となりました。純利益の主な減額要因ですが、人員不足解消のために従業員を採用したことや、賃上げ等に伴う人件費等の増加によるものです。

業務内容ですが、3条予算である管理業務につきましては、動力費の不安定な状態が続いており、各経費の先行きの見通しが難しい状況となっております。4条予算である施設及び管路整備事業につきましては、昨年度から繰り越した工事を含め、すべて計画通りに完了いたしました。

第9期は、企業団との事業契約期間の最終年度となりますが、世界的な安全保障や経済の混乱等による物価高騰により、事業運営に大きな影響が発生することが予想されます。引き続き業務の効率化や内製化を推進し、利益を確保できるように努めてまいります。

以上、株式会社群馬東部水道サービス第8期経営状況の報告となります。よろしくお願いたします。

座長（高田靖） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（高田靖） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、⑤の1千万円以上工事請負契約締結の報告について説明願います。

（山本課長挙手）

座長（高田靖） 山本課長。

工務課長（山本雅己） 太田本所において4月から7月に締結された、1,000万円以上の工事請負契約について報告いたします。

32ページをご覧ください。

はじめに、資料ナンバー6-1から18までの18件は、履行場所が太田市の配水管布設替工事です。

まず、資料ナンバー6-1は、阿久津町ほか地内、落札率は96.82パーセント、契約金額は9,020万円、請負者は大木建設株式会社、施工延長は365.9メートルです。

次に、資料ナンバー6-2は、大原町地内、落札率は87.49パーセント、契約金額は6,110万5,000円、請負者は後藤建設株式会社、施工延長は817.1メートルです。

次に、資料ナンバー6-3は、新田反町ほか地内、落札率は96.92パーセント、契約金額は5,841万円、請負者は株式会社トーカイ、施工延長は736.5メートルです。

次に、資料ナンバー6-4は、新田木崎町地内、落札率は96.88パーセント、契約金額は5,566万円、請負者は石川建設株式会社、施工延長は665.1メートルです。

次に、資料ナンバー6-5は、西本町地内、落札率は98.85パーセント、契約金額は5,115万円、請負者は元盛建設工業株式会社、施工延長は651.8メートルです。

次に、資料ナンバー6-6は、石原町地内、落札率は96.67パーセント、契約金額は3,575万円、請負者は有限会社石原設備、施工延長は287.3メートルです。

次に、資料ナンバー6-7は、小舞木町ほか地内、落札率は96.86パーセント、契約金額は3,393万5,000円、請負者は有限会社金谷建設、施工延長は357.6メートルです。

次に、資料ナンバー6-8は、藪塚町ほか地内、落札率は93.41パーセント、契約金額は6,655万円、請負者は後藤建設株式会社、施工延長は691.3メートルです。

次に、資料ナンバー6-9は、宝町地内、落札率は96.95パーセント、契約金額は6,429万5,000円、請負者は石橋建設工業株式会社、施工延長は947.2メートルです。

次に、資料ナンバー6-10は、新田下田中町地内、落札率は95.00パーセント、契約金額は6,080万8,000円、請負者は有限会社大原設備、施工延長は679.3メートルです。

次に、資料ナンバー6-11は、新田中江田町ほか地内、落札率は96.96パーセント、契約金額は5,258万円、請負者は荒木土木株式会社、施工延長は437.8メートルです。

次に、資料ナンバー6-12は、台之郷町地内、落札率は95.00パーセント、契約金額は4,533万1,000円、請負者は和田設備工事株式会社、施工延長は512.5メートルです。

次に、資料ナンバー6-13は、只上町地内、落札率は95.92パーセント、契約金額は2,277万円、請負者は怒木工業株式会社、施工延長は274.9メートルです。

次に、資料ナンバー6-14は、六千石町ほか地内、落札率は96.99パーセント、契約金額は5,984万円、請負者は工藤建設工業株式会社、施工延長は561.0メートルです。

次に、資料ナンバー6-15は、宝町地内、落札率は96.84パーセント、契約金額は5,016万円、請負者は株式会社尾島町清掃社、施工延長は683.8メートルです。

次に、資料ナンバー6-16は、新田大根町ほか地内、落札率は87.18パーセント、契約金額は3,965万5,000円、請負者は後藤建設株式会社、施工延長は477.4メートルです。

次に、資料ナンバー6-17は、新島町地内、落札率は96.96パーセント、契約金額は4,103万円、請負者は有限会社金谷建設、施工延長は414.5メートルです。

次に、資料ナンバー6-18は、台之郷町地内、落札率は94.97パーセント、契約金額は3,366万円、請負者は小川設備工業株式会社、施工延長は330.5メートルです。

続きまして、資料ナンバー6-19は、邑楽町篠塚地内の邑楽第三配水場管理棟屋根防水修繕で、落札率は86.47パーセント、契約金額は1,181万4,000円、請負者は株式会社椎名塗装店、主な工事内容は防水工事が2階屋根197.6平方メートル、1階屋根150.3平方メートルです。

以上でございます。

(松本支所長挙手)

座長（高田靖） 松本支所長。

館林支所長（松本徳雄） 館林支所において4月から7月に締結された、1,000万円以上の工事請負契約について報告いたします。

70ページをご覧ください。

はじめに、資料ナンバー6-20から26までの7件は、履行場所が館林市内で、そのうち6-20のみが配水管布設工事、6-21から26までの6件は配水管布設替工事になります。

まず、資料ナンバー6-20は、近藤町地内、落札率は96.93パーセント、契約金額は1,424万5千円、請負者は吉澤工業株式会社、施工延長は164.6メートルです。

次に、資料ナンバー6-21は、北成島町地内、落札率は97.70パーセント、契約金額は6,160万円、請負者は原工業株式会社、施工延長は589.5メートルです。

次に、資料ナンバー6-22は、西高根町ほか地内、落札率は97.54パーセント、契約金額は3,267万円、請負者は有限会社中島設備工業、施工延長は538.3メートルです。

次に、資料ナンバー6-23は、富士原町地内、落札率は97.57パーセント、契約金額は6,105万円、請負者は柳瀬建設株式会社、施工延長は1,029.3メートルです。

次に、資料ナンバー6-24は、北成島町ほか地内、落札率は97.96パーセント、契約金額は5,170万円、請負者は株式会社早川産業、施工延長は385.1メートルです。

次に、資料ナンバー6-25は、富士原町ほか地内、落札率は95.01パーセント、契約金額は4,213万円、請負者は有限会社小林水道設備、施工延長は455.9メートルです。

次に、資料ナンバー6-26は、北成島町地内、落札率は95.58パーセント、契約金額は2,662万円、請負者は吉澤工業株式会社、施工延長は481.1メートルです。

続きまして、資料ナンバー6-27、28の2件は、履行場所が板倉町の配水管布設替工事になります。

まず、資料ナンバー6-27は、岩田地内、落札率は96.64パーセント、契約金額は9,405万円、請負者は有限会社岩崎設備、施工延長は815.1メートルです。

次に、資料ナンバー6-28は、西岡地内、落札率は94.96パーセント、契約金額は4,411万円、請負者は有限会社長谷川設備、施工延長は534.9メートルです。

続きまして、資料ナンバー6-29は、履行場所が明和町須賀地内の配水管布設替工事で、落札率は96.90パーセント、契約金額は4,158万円、請負者は島田設備工業有限会社、施工延長は407.2メートルです。

続きまして、資料ナンバー6-30、31の2件は、履行場所が千代田町の配水管布設替工事になります。

まず、資料ナンバー6-30は、新福寺地内、落札率は97.01パーセント、契約金額は9,878万円、請負者は新和建设株式会社、施工延長は505.6メートルです。

次に、資料ナンバー6-31は、舞木地内、落札率は96.83パーセント、契約金額は3,058万円、請負者は株式会社千代田設備、施工延長は332.8メートルです。

続きまして、資料ナンバー6-32から36の5件は、履行場所が大泉町の配水管布設替工事になります。

まず、資料ナンバー6-32は、朝日五丁目地内、落札率は94.88パーセント、契約金額は6,622万円、請負者は株式会社秩父建設、施工延長は732.3メートルです。

次に、資料ナンバー6-33は、朝日五丁目地内、落札率は95.16パーセント、契約金額は6,600万円、請負者は本田建設株式会社、施工延長は809.3メートルです。

次に、資料ナンバー6-34は、朝日五丁目地内、落札率は94.83パーセント、契約金額は3,190万円、請負者は株式会社秩父建設、施工延長は363.9メートルです。

次に、資料ナンバー6-35は、西小泉4丁目地内、落札率は97.02パーセント、契約金額は8,497万5千円、請負者は本田建設株式会社、施工延長は107.5メートルです。

次に、資料ナンバー6-36は、朝日五丁目地内、落札率は94.81パーセント、契約金額は3,498万円、請負者は有限会社吉澤設備工業所、施工延長は519.3メートルです。

続きまして、資料ナンバー6-37から39の3件は、履行場所が邑楽町の配水管布設替工事になります。

まず、資料ナンバー6-37は、中野地内、落札率は98.19パーセント、契約金額は4,708万円、請負者は真仁田土建株式会社、施工延長は547.6メートルです。

次に、資料ナンバー6-38は、新中野地内、落札率は94.47パーセント、契約金額は2,178万円、請負者は有限会社田部井設備工業所、施工延長は197.4メートルです。

次に、資料ナンバー6-39は、赤堀地内、落札率は96.97パーセント、契約金額は5,918万円、請負者は株式会社徳川組、施工延長は717.7メートルです。

以上でございます。

(百瀬次長挙手)

座長（高田靖） 百瀬次長。

次長（百瀬光宏） みどり支所において4月から7月に締結された1,000万円以上の工事請負契約について報告いたします。

110ページをご覧ください。

資料ナンバー6-40から50の11件は、全てみどり市の配水管布設替工事となります。

資料ナンバー6-40は、大間々町地内、落札率は95.95パーセント、契約金額は6,391万円、請負者は株式会社相羽通建、施工延長は147.9メートルです。

資料ナンバー6-41は、笠懸町地内、落札率は96パーセント、契約金額は6,017万円、請負者は有限会社タナベ工業所みどり支店、施工延長は885メートルです。

資料ナンバー6-42は、笠懸町地内、落札率は95.97パーセント、契約金額は5,

966万4千円、請負者は株式会社金子建設、施工延長は587.5メートルです。

資料ナンバー6-43は、笠懸町地内、落札率は95.87パーセント、契約金額は5,874万円、請負者は株式会社大下総合笠懸支店、施工延長は714.8メートルです。

資料ナンバー6-44は、笠懸町地内、落札率は95.99パーセント、契約金額は3,847万8千円、請負者は有限会社大栄設備みどり営業所、施工延長は578.7メートルです。

資料ナンバー6-45は、笠懸町地内、落札率は95.94パーセント、契約金額は7,425万円、請負者は星野管工株式会社みどり営業所、施工延長は601.5メートルです。

資料ナンバー6-46は、大間々町地内、落札率は95.92パーセント、契約金額は7,139万円、請負者は有限会社堤設備笠懸営業所、施工延長は589.1メートルです。

資料ナンバー6-47は、笠懸町地内、落札率は95.99パーセント、契約金額は6,507万6千円、請負者は新里設備工業株式会社 笠懸営業所、施工延長は429.5メートルです。

資料ナンバー6-48は、笠懸町地内、落札率は95.99パーセント、契約金額は6,218万3千円、請負者は株式会社上州、施工延長は761.9メートルです。

資料ナンバー6-49は、大間々町地内、落札率は95.99パーセント、契約金額は5,585万8千円、請負者は株式会社キンケンみどり支店、施工延長は637.6メートルです。

資料ナンバー6-50は、大間々町地内、落札率は95.99パーセント、契約金額は3,577万2千円、請負者は株式会社上州、施工延長は465.6メートルです。

以上です。

座長（高田靖） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（渡邊議員挙手）

座長（高田靖） 渡邊議員。

議員（渡邊明） ご説明ありがとうございました。ただいま1,000万円以上の工事概要について、落札率の問題で、なぜこういう状況が起きているのかと不思議に思います。全体的には、1,000万円以上ですから、5,000万円から多くて8,000万円の工事ということで、1割の落札率を下げれば500万円、800万円ほど節約でき、1,000万円の最低でも100万円節約できるという状況の中で、全体の報告を聞きますと、企業名は伏せますが、工事名で配水管布設替工事に同じ工事内容でありながら、一方は87.4パーセントの落札率、もう一方は96.82パーセントという落

札率となっております。ほとんどが95パーセント程度ということで、ある企業では80パーセント台で落札しております。布設替工事では、安い材料を使用したから落札率が低いわけではなく、材料等の規格が決まっているかと思います。同じものを使用しているにもかかわらず、10パーセントも落札率が違うという結果が出ております。企業努力によるものであると私も理解をしているつもりでございます。やはり、1割の差が出るということ、発注側の職員の方々も把握をして検討されているかと思いますが、こうした状況がなぜ起きているのか。こうした落札率を下げるといふことの努力は、どのようにされているのか、お願いいたします。

(奥川課長挙手)

座長（高田靖） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） 企業団につきましては、基本的に工事などについては、原則、一般競争入札ということでさせていただいております。また、予定価格と最低制限価格を事前公表ということでさせていただいて、その中で入札を行っております。落札率がどうして違うのかというご質問かと思いますが、企業団につきましては、一般競争入札ということでさせていただいております。そのため、その事情につきましては、こちらとしてははっきりとは分かりかねるということになります。各企業が入札した結果で、工事を契約しているという状況でございますので、ご理解いただけたらと思います。

(渡邊議員挙手)

座長（高田靖） 渡邊議員。

議員（渡邊明） ただいま奥川課長からご説明がありました。一般競争入札ということで、金額によって落札されるため、結果が出なければ分からないということです。毎回この業者が80パーセント台で落札しているのであれば、これらの手法として、今後この業者を中心に一般競争入札に参加をさせていただいて、落札率を下げることができるのではないかと思います。また、このような業者を増やすことが大事だと思います。全国的にみても90パーセント台が一般的ですが、理想としては80パーセント台かと思うので、限りなく80パーセント台になるような手法、入札のあり方、業者の選定のあり方を検討する必要があるかと思いますが、要望しております。

座長（高田靖） ほかにご意見ありませんか。

(黒田議員挙手)

座長（高田靖） 黒田議員。

議員（黒田重利） ページ数で50ページ、54ページ、56ページになります。この50ページの入札参加者が21者と書いてありますが、よく見ると辞退、対象外で実際に参加をしているのは7者となっております。また、54ページの入札参加者が19者と書いてありますが、辞退、対象外で実際に入札参加者は4者となっております。56ページに関しては3者となっております。この辞退、対象外については、どうしてなのかというところを教えてくださいたいのですが。

（奥川課長挙手）

座長（高田靖） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） まず辞退の理由については、こちらとしては辞退の理由については把握していないような状況です。太田市の入札の傾向としまして、一旦、入札参加申請して、それから工事がどういうものか現場等を確認して、その工事についてうちの会社で工事は難しいということで、辞退ということがあるのではないかと、推測しております。

また、対象外につきましては、企業団は取り分け条件を設定しておりまして、業者を育成する観点から、その前の工事で落札した業者は、次の工事案件は対象外ということで基本的に対応しておりますので、ご理解いただけたらと思います。

座長（高田靖） ほかにご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（高田靖） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

座長（高田靖） 以上で、予定しておりました案件は終了いたしました。本日の議事すべてを終了いたします。そのほかで、皆様から何かございますか。

（なしとの声あり）

座長（高田靖） 別にないようですので、以上をもちまして本日の議事すべてを終了いたします。

これをおもひまして、座長の職を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

局長（田村敏哉） ありがとうございました。以上をおもひまして、全員協議会を終了させていただきます。事務局の不手際によりまして、全員協議会の運営に支障が出ましたことをお詫び申し上げます。

次回の全員協議会は、10月の定例会と同日の10月11日金曜日の午前9時30分からこの会場におきまして開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

午前11時17分閉会